

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

特に需給の安定を図る必要のある野菜について、大幅な価格変動に対応した緊急的な需給調整の実施等を促進する。

2. 主な事業の概要

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合の補助。

(2) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、産地情報調査員の設置等を行う場合の補助。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整助成事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合の交付金の交付等に対する補助。

3. 事業実施主体

登録出荷団体等、民間団体等

4. 補助率

2の(1)、(3) 2分の1以内
2の(2) 定額・2分の1以内

5. 平成28年度予算額

8.9億円

「重要野菜」とは？

野菜法に基づく指定野菜のうち

- ①生産量・流通量が多いこと
- ②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいこと

から重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。

これに準ずる野菜として、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタスを調整野菜としている。